福井労働局
～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和７年７月２日
【照会先】
福井労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長　　澤井　乙夫
地方産業安全専門官　中野　亮
電　　話　　（0776）22-2657

報道関係者　各位

第２種無災害記録証の授与を決定しました
～240 万時間の無災害記録樹立～

福井労働局（局長　石川良国（いしかわよしくに））は、下記１の事業場において、下記２の第２種無災害記録 240 万時間を達成したので、第２種無災害記録証を授与することを決定しました。

この無災害記録証は、労働災害の防止に対する労使双方の関心を高め、今後の安全活動に対する積極的努力を勧奨する目的で、昭和 27 年に設立され、業種ごとに定められた時間数（延べ時間数）を超える無災害記録※を樹立した事業場からの申請に基づく都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名により授与されます。

※　労働災害のうち、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

１　表彰事業場

信越石英株式会社　武生工場（福井県越前市）

２　無災害記録

別添無災害記録証授与内規中、「ガラス・同製品製造業」の第２種無災害記録時間数である 240 万時間を達成したもの。

達成日は令和４年１月 17 日。無災害記録証は令和７年６月 26 日付け。

無災害記録証の授与は、武生労働基準監督署において実施されます。

■　資料

無災害記録証授与内規（抜粋）

（補足）第２種無災害記録時間数である 240 万時間の算出方法について

無災害記録証授与内規別表第１において、労働者数 100 人未満のガラス・同製品製造業の第１種無災害記録時間数は、160 万時間とされている。

次に、無災害記録証授与内規第３条第３項において、第２種無災害記録時間数は第１種無災害記録時間数の５割増とされている。

したがって、労働者数 100 人未満のガラス・同製品製造業の第２種無災害記録時間数は、160 万時間を５割増した 240 万時間となる。

無災害記録証授与内規

(1)　**無災害記録証授与内規**

（沿革）昭和 27 年 10 月 18 日労働省基発第 732 号の 2
昭和 28 年 6 月 15 日労働省基発第 457 号改正
昭和 32 年 5 月 23 日労働省基発第 426 号改正
昭和 36 年 4 月 25 日労働省基発第 382 号改正
昭和 39 年 4 月 16 日労働省基発第 493 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正
昭和 62 年 12 月 26 日労働省基発第 728 号改正
平成元年 11 月 28 日労働省基発第 623 号改正

第 1 条　事業場において第 3 条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第 2 条　この内規は、労働安全衛生法施行令第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の適用を受ける事業を除く）、卸売･小売業（労働安全衛生法施行令第 2 条第 2 号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第 3 条　無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とする。

2　第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第 1 から別表第 5 までの通りとする。

ただし、労働者数が 100 人未満の事業場については、昭和 58 年 3 月 31 日以前に記録を起算した者に対し、別表第 3 に掲げる時間数を適用するものとする。

3　第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては端数を 5 万時間単位に、また、100 万時間を越えるものについては端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第 3 種から第 5 種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる 1 段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第 4 条　前条第 2 項の規定にかかわらず、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　年間完成工事高 250 億円以上の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数を適用すること。

(2)　年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用すること。

2　前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第 5 条　無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2　前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3　無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第 6 条　無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第 7 条　厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があって、第 4 条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

別表1（抜粋）

業種 ＼ 記録時間数（万時間） ／ 労働者数	記録を起算した年月 62年4月以降	
	100人未満	100人以上
その他の化学工業	340	460
産業用火薬類製造業	220	440
香料製造業	150	300
化粧品・歯みがき・その他の化粧用調整品製造業	240	470
写真感光材料製造業	330	650
石油製品・石炭製品製造業	330	650
石油精製業	350	700
ゴム製品製造業	220	430
タイヤ・チューブ製造業	250	500
ゴム製・プラスチック製はきもの・同付属品製造業	240	470
ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	190	370
なめしかわ・同製品・毛皮製造業	160	280
かわ製はきもの製造業	310	530
窯業・土石製品製造業	130	250
ガラス・同製品製造業	160	310
セメント・同製品製造業	90	170
セメント製造業	170	340
陶磁器・同関連製品製造業	200	390